

○平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則

昭和 50 年 9 月 25 日

教委規則第 6 号

最終改正 令和 4 年 2 月 17 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広く市民の社会体育の健全な普及及び発展を図るため、平塚市立小学校及び中学校の運動場、体育館、体育室、柔剣道場及びクラブハウス(以下「学校体育施設」という。)を教育上支障のない範囲内において市民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定等)

第 2 条 学校体育施設(附属設備その他器具等を含む。以下同じ。)を市民の体育目的に利用させる学校(以下「開放校」という。)は、別表に定めるとおりとする。

2 学校体育施設において開放する体育種目等は、次の各号に掲げる施設についてそれぞれ当該各号に定めるものその他教育委員会が施設の利用に支障がないと認めるもののうちから、開放校ごとに別に定める。

- (1) 運動場 軟式野球、ソフトボール、軟式庭球、サッカー及び陸上競技
- (2) 体育館 バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、剣道及び体操
- (3) 体育室 卓球、バドミントン、剣道及び体操
- (4) 柔剣道場 柔道及び剣道
- (5) クラブハウス 体育関係に関する会議

3 学校体育施設の開放時間は、次に定めるとおりとする。ただし、特別の事由があるときは、これを伸長し、又は短縮することができる。

(1) 運動場にあつては、日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、江陽中学校運動場、太洋中学校運動場、浜岳中学校運動場、金目中学校運動場、大住中学校運動場、旭小学校運動場、八幡小学校運動場、真土小学校運動場及び横内小学校運動場にあつては、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例(昭和 40 年条例第 13 号)第 3 条の規定により教育委員会が学校運動場夜間照明施設の利用承認をした日及び時間は、この限りでない。

(2) 体育館、体育室、柔剣道場及びクラブハウスにあつては、日曜日、土曜日及び休日は午前 9 時から午後 9 時までとし、これら以外の日は午後 6 時から午後 9 時までとする。

4 前項各号に規定する日であつても、特別の事由があるときは、これを開放しないことができる。

(開放校を利用することができる者の資格及び登録)

第 3 条 開放校を利用することができる者は、市内に居住し、勤務し、又は在学する者であらかじめ教育委員会に登録したものでなければならない。

2 前項の規定による登録(以下「利用登録」という。)は、同項に規定する者で組織する団体によりこれを行うものとする。ただし、居住地を通学区域とする開放校に限る利用登録は、個人でこれを行うことができる。

(利用登録)

第 4 条 利用登録を受けようとする者は、学校体育施設開放利用登録申請書(第 1 号様式)に、別に定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、審査の上、その適否を決定し、利用登録を決定したのものについては、学校体育施設開放利用登録簿(第2号様式)に登録するとともに、学校体育施設開放利用登録証(第3号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により登録証を交付したときは、学校体育施設開放利用登録通知書(第4号様式)によりその旨を開放校(個人の利用登録にあつては、該当開放校)の校長に通知するものとする。

(利用登録の有効期間及び登録の更新)

第5条 利用登録の有効期間は、登録証を交付した日から交付した日の属する年度の末日までとする。

2 利用登録の有効期間満了後、引き続き利用登録を受けようとする者は、期間満了に係る登録証を教育委員会に提出し、利用登録の更新を受けることができる。

3 前項の規定による利用登録の更新については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(利用登録の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により利用登録を受けたとき。

(2) 第3条第1項又は第2項に規定するものでなくなつたとき。

(3) その他利用登録を不相当と認める事由があるとき。

(利用の申込み)

第7条 開放校を利用しようとする者は、利用期日の属する月の前月1日から20日までに学校体育施設利用申込書(第5号様式)を利用しようとする開放校を経由して教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合で特に教育長が認めたときは、同項に規定する期限後においても、同項の規定による申込書の提出をすることができる。

(利用の承認等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるものには、学校体育施設利用承認書(第6号様式)を交付するものとする。

2 教育委員会は、開放校の利用を承認するに当たり、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(江陽中学校運動場等の利用申込み等)

第8条の2 前2条の規定にかかわらず、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例第3条の規定による学校運動場夜間照明施設の利用承認を受けた者は、前2条の規定により江陽中学校運動場、太洋中学校運動場、浜岳中学校運動場、金目中学校運動場、大住中学校運動場、旭小学校運動場、八幡小学校運動場、真土小学校運動場又は横内小学校運動場の利用を申し込み、その利用承認を受けたものとみなす。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、開放校の利用を承認することができない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利又は宣伝を目的とするとき。

(3) 利用上の責任者が不明確で善良なる利用が行われないと判断されるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。

(5) その他学校教育上又は管理上支障があると認められるとき又は利用が不相当と認められるとき。

(遵守事項)

第10条 開放校を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に利用し、又は利用を承認された学校体育施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (5) 学校の職員、管理指導員その他関係職員の指示に従うこと。
- (6) その他学校管理上不適当な行為をしないこと。

(利用取消しの届出)

第11条 開放校の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用を取り消そうとする場合には、速やかに当該開放校を経由して、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(利用の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、開放校の利用条件を変更し、利用承認を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、これらの処分によつて生じた損害に対しては、本市は、その責任を負わない。

- (1) 第8条第2項の規定により付けた利用条件に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (3) 第10条又は前条の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) この規則に基づく申込み又は届出等に虚偽又は不正があつたとき。

(事故の届出及び損害賠償)

第13条 利用者は、開放校の利用に当たり学校体育施設に毀損又は亡失が生じたときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出るとともに、これを原形に復し、又はその指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検等)

第14条 利用者は、学校体育施設の利用を終了したときは、管理上必要な処理をした後、直ちに学校の職員又は管理指導員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。

(管理指導員)

第15条 学校体育施設の開放が適正かつ円滑に行われるように必要に応じて管理指導員を置く。

(管理責任)

第16条 学校体育施設の開放は、教育委員会の管理及び責任においてこれを行うものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学校体育施設の開放について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則(昭和52年6月30日教委規則第6号)

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

付 則(昭和 53 年 6 月 29 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 3 月 30 日教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 6 月 27 日教委規則第 8 号)

- 1 この規則は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 54 年 7 月 1 日から同月 31 日までの旭小学校および松が丘小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則等 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは、「利用期日前 3 日まで」とする。

付 則(昭和 55 年 6 月 26 日教委規則第 12 号)

- 1 この規則は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 55 年 7 月 1 日から同月 31 日までの勝原小学校およびなでしこ小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは、「利用期日前 3 日まで」とする。

付 則(昭和 56 年 5 月 28 日教委規則第 3 号)

- 1 この規則は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和 56 年 6 月 15 日から施行する。
- 2 昭和 56 年 7 月 1 日から同月 31 日までの崇善小学校、土屋小学校、松延小学校およびみずほ小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは、「利用期日前 3 日まで」とする。

付 則(昭和 56 年 7 月 21 日教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 5 月 27 日教委規則第 6 号)

- 1 この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和 58 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 昭和 58 年 6 月 1 日から同月 30 日までの港小学校及び中原小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 3 日まで」とする。

附 則(昭和 59 年 3 月 28 日教委規則第 5 号)

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和 59 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 昭和 59 年 4 月 1 日から同月 30 日までの山下小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 3 日まで」とする。

附 則(昭和 60 年 5 月 27 日教委規則第 3 号)

- 1 この規則は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和 60 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 昭和 60 年 6 月 1 日から同月 30 日までの松原小学校及び金目中学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 3 日まで」とする。

附 則(昭和 60 年 6 月 29 日教委規則第 5 号)

この規則は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 6 月 26 日教委規則第 5 号)

- 1 この規則は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和 61 年 6 月 27 日から施行する。
- 2 昭和 61 年 7 月 1 日から同月 31 日までの大原小学校及び横内中学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 3 日まで」とする。

附 則(昭和 62 年 3 月 30 日教委規則第 4 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 7 月 15 日教委規則第 7 号)

- 1 この規則は、昭和 62 年 7 月 20 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 62 年 7 月 20 日から同月 31 日までの大野小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 3 日まで」とする。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日教委規則第 4 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 5 月 30 日教委規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成元年 5 月 30 日から施行する。
- 2 平成元年 6 月 1 日から同月 30 日までの旭陵中学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 2 日まで」とする。

附 則(平成 2 年 12 月 21 日教委規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 2 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 平成 3 年 1 月 1 日から同月 31 日までの吉沢小学校に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日前 4 日まで」とする。

附 則(平成 3 年 3 月 28 日教委規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 3 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 平成 3 年 4 月 1 日から同月 30 日までの旭小学校運動場に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第 7 条第 1 項中「利用期日の属する月の前月 1 日から 20 日まで」とあるのは「利用期日 2 日まで」とする。

附 則(平成 4 年 6 月 29 日教委規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づき作成した用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月 29 日教委規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 平成5年10月1日から同月31日までの花水小学校、浜岳中学校柔剣道場及び大野中学校柔剣道場に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第7条第1項中「利用期日の属する月の前月1日から20日まで」とあるのは「利用期日前日まで」とする。

附 則(平成7年3月28日教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成7年3月29日から施行する。
- 2 平成7年4月1日から同月30日までの横内小学校運動場及び春日野中学校柔剣道場に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第7条第1項中「利用期日の属する月の前1日から20日まで」とあるのは、「利用期日前2日まで」とする。

附 則(平成8年3月29日教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成8年3月29日から施行する。
- 2 平成8年4月1日から同月30日までの神田小学校の運動場及び体育館に係る利用の申込みに限り、平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則第7条第1項中「利用期日の属する月の前月1日から20日まで」とあるのは、「利用期日前2日まで」とする。

附 則(平成10年3月27日教委規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月20日教委規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月24日教委規則第6号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年2月19日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定(「(中学校運動場に限る。)」を削る部分に限る。)及び同条第3項第2号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月17日教委規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条第2項の改正規定、同項後段を削る改正規定、同条に1項を加える改正規定、第7条第2項、第8条第1項及び第8条の2の改正規定並びに第12条各号列記以外の部分及び同条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

開放校一覧表

学校名(小学校)	開放体育施設	学校名(中学校)	開放体育施設
崇善小学校	体育館	江陽中学校	運動場・体育館
港小学校	体育館	太洋中学校	運動場・体育館
松原小学校	運動場・体育館	春日野中学校	運動場・体育館・柔剣道場
富士見小学校	体育館	浜岳中学校	運動場・体育館・柔剣道場
花水小学校	運動場・体育館・体育室	大野中学校	体育館・柔剣道場
なでしこ小学校	運動場・体育館	中原中学校	運動場・体育館
旭小学校	運動場・体育館	神明中学校	体育館
勝原小学校	運動場・体育館	神田中学校	運動場・体育館
松延小学校	体育館	横内中学校	運動場・体育館
山下小学校	運動場・体育館	土沢中学校	体育館
大野小学校	体育館	金旭中学校	運動場・体育館
八幡小学校	運動場・体育館	山城中学校	体育館
真土小学校	運動場・体育館	旭陵中学校	運動場・体育館・クラブハウス
中原小学校	体育館	金目中学校 (五領ヶ台分校を除く)	運動場・体育館
松が丘小学校	運動場・体育館	大住中学校	運動場・体育館
南原小学校	体育館		
大原小学校	運動場・体育館		
豊田小学校	運動場・体育館		
神田小学校	運動場・体育館		
相模小学校	運動場・体育館		
横内小学校	運動場・体育館		
城島小学校	運動場・体育館		
岡崎小学校	運動場・体育館		
金田小学校	運動場・体育館		
土屋小学校	運動場・体育館		
吉沢小学校	運動場・体育館・クラブハウス		
金目小学校 (五領ヶ台分校を除く)	運動場・体育館		
みずほ小学校	運動場・体育館		

第1号様式(第4条関係)

学校体育施設開放利用登録申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

押 印 欄

登 録 区 分		<input type="checkbox"/> 団体登録 <input type="checkbox"/> 個人登録			
登 録 者	団 体 名 (団体の場合のみ)				
	所 在 地 (住 所)	電話()			
	代 表 者 氏 名 (氏 名)				
開 放 校 名 (個人の場合のみ)					
利 用 種 目					
会 員 数 (団体の場合のみ)		男子	人	女子	人 合計 人
利 用 責 任 者	住 所	電話()			
	氏 名				
処 理 欄	決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 登録する。 <input type="checkbox"/> 登録しない。			
	登 録 し な い 理 由			
	利 用 条 件				
	受付年月日	決裁年月日	登録年月日	登録証交付	登録番号
	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	

※ 太線の枠の中だけ記入してください。

第3号様式(第4条、第5条関係)

年度

学校体育施設開放利用登録証

登録番号	
団体名	
所在地 (住所)	平塚市
代表者氏名 (氏名)	
有効期限	年 月 日まで

年 月 日

平塚市教育委員会

印

第4号様式(第4条関係)

学校体育施設開放利用登録通知書

(宛先)

年 月 日

平塚市立

学校長

平塚市教育委員会

印

登 録 区 分		<input type="checkbox"/> 団体登録		<input type="checkbox"/> 個人登録	
登 録 者	団 体 名 (団体の場合のみ)				
	所 在 地 (住 所)	電話()			
	代 表 者 氏 名 (氏 名)				
開 放 校 名 (個人の場合のみ)					
利 用 種 目					
会 員 数 (団体の場合のみ)		男子	人	女子	人 合計 人
利 用 責 任 者	住 所	電話()			
	氏 名				
登 録 証 交 付		年 月 日		登録番号	
備 考					

第5号様式(第7条関係)

学校体育施設利用申込書

(提出先)

年 月 日

平塚市教育委員会

押 印 欄

登 録 番 号					
団 体 名 (団体の場合のみ)					
所 在 地 (住 所)	電話()				
代 表 者 氏 名 (氏 名)					
利用開放校名	利用施設 <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔剣道場 <input type="checkbox"/> クラブハウス				
利 用 人 員	男子	人	女子	人 合計 人	
利 用 目 的					
利 用 希 望 日 時	月 日 曜	時 間		活 動 内 容	備 考
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
利 用 責 任 者	住 所	電話()			
	氏 名				
受付年月日 ・ ・	決裁年月日 ・ ・	施行年月日 ・ ・	完結年月日 ・ ・	受付番号	

※ 代表者は、登録証を添えて提出すること。

学校体育施設利用承認書

年 月 日

平塚市教育委員会

印

登録番号					
団体名 (団体の場合のみ)					
所在地 (住所)	電話()				
代表者氏名 (氏名)					
利用開放校名	利用施設 <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 体育室 <input type="checkbox"/> 柔剣道場 <input type="checkbox"/> クラブハウス				
利用人員	男子	人	女子	人 合計 人	
利用目的					
利用希望日時	月 日 曜	時 間		活 動 内 容	備 考
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
	・ ・	午 前後	: ~午 前後	:	
利用責任者	住 所	電話()			
	氏 名				
				受付番号	

平塚市小学校プール開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の心身の健全な育成と体力の向上を図るため小学校のプールを開放することについて、必要な事項を定める。

(開放施設)

第2条 開放する施設は、別表に掲げる小学校のプールとする。

(管理運営)

第3条 小学校プール開放の管理運営は、業者委託とする。

(利用者)

第4条 利用できる者は、各小学校区の児童とし、保護者の責において利用することとする

ただし、特別な事情があると認める場合はこの限りではない。

2 小学3年生以下の児童については、安全確保のため保護者がプール槽内まで付き添うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が認める者については、この限りではない。

(利用定員)

第5条 利用定員は、1回につき150名以内とする。但し、児童の安全確保に支障がある場合は別途定員を定めることができる。

(開放日)

第6条 開放する日は、7月21日から8月5日のうちの4日とする。

ただし、特別な事情があると認める場合はこの限りではない。

(開放時間)

第7条 開放する時間は、午前9時から11時30分、午後1時から3時30分とする。

(利用回数)

第8条 利用する回数は、午前あるいは午後のいずれか1回とする。

(利用申込)

第9条 利用を希望する者は、利用当日利用者受付簿に必要事項を記入または所定の方法により利用するものとする。

2 健康管理上不適当と認められる者については、学校水泳参加基準に基づいてプールの利用を禁ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

2 平塚市小学校プール開放事業実施要綱(昭和55年4月1日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（開放施設）

崇善小学校	金目小学校
港小学校	横内小学校
松原小学校	八幡小学校
富士見小学校	南原小学校
花水小学校	松が丘小学校
大野小学校	相模小学校
中原小学校	なでしこ小学校
豊田小学校	勝原小学校
神田小学校	松延小学校
岡崎小学校	みずほ小学校
金田小学校	山下小学校
土屋小学校	大原小学校

○平塚市スポーツ推進審議会条例

平成23年12月20日

条例第20号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市にスポーツ推進審議会を設置する。

(名称)

第2条 前条のスポーツ推進審議会の名称は、平塚市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員の定数)

第4条 審議会は、15人以内の審議会委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任命)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員に欠員を生じたときは、後任者を任命することができる。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の平塚市スポーツ振興審議会設置条例第5条の規定により任命されている平塚市スポーツ振興審議会の委員は、この条例の施行の日に、改正後の平塚市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により平塚市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条の規定にかかわらず、同日における平塚市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○平塚市スポーツ推進審議会規則

平成24年1月26日

教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第20号）第7条の規定に基づき、平塚市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会の会議は、必要により会長が招集する。

(定足数)

第4条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(表決)

第5条 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平塚市スポーツ推進審議会委員名簿

【令和 6.7.1~令和 8.6.30】

氏 名	摘 要	
陶山 正明	学識経験者 港スポーツクラブ	
吉原 さちえ	学識経験者 東海大学	
中田 勉	スポーツ団体 平塚市スポーツ協会	
板東 誠二	スポーツ団体 平塚市体育振興連絡協議会	
傳田 實	スポーツ団体 平塚市スポーツ推進委員連絡協議会	
鈴木 登喜雄	スポーツ団体 平塚レクリエーション連盟	
高橋 篤	スポーツ団体 平塚市スポーツクラブ連合	
松本 靖史	公共的団体 神奈川県立高等学校平塚・秦野地区校長会	
桂山 賢二	※	公共的団体 平塚市中学校体育連盟
畔柳 豪	スポーツ団体 NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ	
今村 佳広	公共的団体 平塚商工会議所	
石田 有信	公共的団体 公益財団法人平塚市まちづくり財団	
小林 みゆき	スポーツ団体 平塚市健康推進員連絡協議会	
岩井 美由紀	公共的団体 一般社団法人平塚市観光協会	
古尾谷 香苗	市民公募	

※任期は、令和 7.7.1~令和 8.6.30

○平塚市スポーツ推進委員に関する規則

平成24年2月16日

教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進のため、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 スポーツ推進委員が分担する地域その他前項各号に掲げる職務の遂行に当たって必要な事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、100人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 スポーツ推進委員に欠員を生じたときは、後任者を委嘱することができる。
- 3 前項のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修)

第5条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和6・7年度平塚市スポーツ推進委員協議会名簿

地区 (小学校区)	氏名	性別	地区 (小学校区)	氏名	性別	地区 (小学校区)	氏名	性別
崇善 (崇善小)	山口 聖	男	豊田 (豊田小)	鈴木 健司	男	松が丘 (松が丘小)	山脇 克義	男
	成瀬 伸一	男		佐藤 直人	男		水野 高志	男
				中村 宏行	男		蔭山 みつよ	女
港 (港小)	江藤 清	男	金田 (金田小)	尾崎 安昭	男	旭南 (勝原小)	吉川 竜海	男
	清水 裕一	男		畠中 直人	男		杉田 吉則	男
	佐藤 真理子	女		田中 潤	男		木代 崇	男
花水 (花水小)	中山 正彦	男	城島 (城島小)	川又 康永	男	旭南 (山下小)	岩崎 高一郎	男
	倉井 幸子	女		杉山 優行	男		杉浦 康博	男
	柳田 裕子	女		土屋 裕一	男		鈴木 敏幸	男
松原 (松原小)	新井 十三夫	男	土屋 (土屋小)	関野 武	男	旭北 (旭小)	川口 剛司	男
	津田 耕史	男		田中 寛嗣	男		久吉 佳子	女
	廣瀬 誠	男		山中 幸二	男		山田 淳美	女
富士見 (富士見小)	今井 利正	男	吉沢 (吉沢小)	三觜 清教	男	旭北 (松延小)	佐藤 啓子	女
	高岡 智栄	女		久永 哲也	男		上利 一枝	女
	大山 和利	男		西部 啓和	男		川瀬 健司	男
神田 (神田小)	鳥海 三郎	男	南原 (南原小)	市川 航	男	大神 (相模小)	樋口 英光	男
	田中 公一	男		熊澤 啓	男		竹之内 力	男
	藤田 政秀	男		斉藤 友子	女		松尾 昭宏	男
岡崎 (岡崎小)	市川 広行	男	横内 (横内小)	山我 文子	女	教育委員会	傳田 實	男
	水上 隆行	男		古畑 町子	女		田中 壽美栄	女
	飯塚 幹	男		府川 弘	男		石川 行子	女
金目 (金目小)	曾我 雅弘	男	なでしこ (なでしこ小)	大久保 慎一郎	男		田邊 克司	男
	青谷 智巳	男		山本 一幸	男		山田 和子	女
	鈴木 功	男		中川 早苗	女		貝瀬 清一	男
金目 (みずほ小)	伊藤 喜美雄	男	真土 (真土小)	山口 力也	男		土田 英忠	男
	三田 芳雄	男		松木 貴生	男		庭月野 義行	男
	市川 光春	男		鈴木 和美女	女		長尾 共清	男
中原 (中原小)	梅本 陽介	男	四之宮 (大野小)	相原 勝美	男		山口 弘子	女
	金子 栄治	男		榎 清則	男			
	小林 和彦	男		山地 礼子	女			
中原 (大原小)	高橋 千寿	女	八幡 (八幡小)	佐藤 昭四郎	男			
	露木 晶子	女		杉山 行正	男			
	秋山 将崇	男		内藤 綾子	女			

(*:新任)

選出 内訳	新任		再任		合計	
	男性	12	59	71		
	女性	3	19	22		
	合計	15	78	93		

